

# 石巻市信用保証料支援事業（第5弾）補助金

事業者の負担軽減のため、「石巻市中小企業融資あっせん規則（石巻市市融資制度）」を利用して金融機関から融資を受けた事業者に対し、宮城県信用保証協会に支払う保証料を補助します。

現在、本市融資制度の利用者には、宮城県信用保証協会に支払う保証料の50%（2分の1）を市が補給しています。  
今回の補助金は、事業者からの申請により、残りの50%を事業者に直接補助するものです。

## 対象者

令和8年2月1日から令和9年1月31日までの間に、石巻市市融資制度を利用し金融機関から新たに融資を受けた方

※条件変更は対象外です

過去に石巻市信用保証料支援事業補助金を受けられた方も  
今回新たに融資を受けた場合は申請いただけます。

※上記期間内の申請は、1事業者につき1回限りとなります

## 必要書類

申請書に以下の必要書類を添付の上、ご提出ください

- ①融資に係る金銭消費貸借契約書の写し
- ②保証協会が発行する「信用保証決定のお知らせ（お客様用）」の写し
- ③保証料を納付したことが分かる書類

例) 通帳の写し、融資取引明細票、各金融機関使用の通知書等

- ④その他市長が必要と認める書類

※上記の書類で確認できない項目等がある場合に、追加で書類の提出を求める場合があります。

金額・支払日・納付済であることの3点が確認できる書類をお願いします

## 申請期間

令和8年4月1日（水）から令和9年2月26日（金）まで

※郵送の場合は当日消印有効

## 申請・問い合わせ先

〒986-8501 石巻市穀町14番1号 石巻市産業部商工課 中小企業支援係  
電話 0225-95-1111（内線3523、3528）